

指定認知症対応型共同生活介護

及び

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規定

株式会社 エムリンクオホーツク

グループホーム 夢ふうせんさろま

グループホーム夢ふうせんさろま 指定認知症対応型共同生活介護事業所
及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社エムリンクオホーツクが開設するグループホーム夢ふうせんさろま（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理経営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という）が要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護」という）を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 1) 事業所の介護従事者は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ、自らが日常生活を営むことが出来るようにするものとする。
2) 事業の実施に当たっては、利用者、その家族、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者により構成される運営推進会議（協議会）を設置し、2か月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けると共に、報告、要望や助言等を聞く機会を設ける。
3) 事業所の運営に当たって、自己評価、外部評価を実施すると共に報告、要望、助言等の記録を作成し、それを公表する。
4) 事業所の運営に当たって、地域住民の方々の活動や行事等と連携をとりながら協力し、積極的に交流の機会を設ける。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
1) 名称… 株式会社エムリンクオホーツク グループホーム夢ふうせんさろま
2) 所在地… 常呂郡佐呂間町字北 302 番地の 10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
1) 管理者…1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行う。
2) 介護従業者…7名以上
介護従業者は介護の提供にあたる。
3) 計画作成担当者…1名（介護支援専門員）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9名（1ユニット）とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 利用者の心身に応じた、入浴、排泄、着脱、食事等の介護。
- 2) 料理その他の家事等（利用者と共にやるよう努めるものとする）
- 3) 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援。
- 4) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の了解を得ての代行。
- 5) 社会生活を営む、地域社会の一員として活動するための支援。
- 6) その他、利用者に対する相談援助等の便宜の提供。
- 7) 利用者のご家族の交流機会の確保。

(利用料等)

第7条 1) 介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬公示上の額とし、当該介護が法定代理受領サービスである時は、その1割（もしくは利用者の負担割合により2割及び3割）とする。
2) 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

①家賃 月額 35,000円

②食材費 1日 1,200円

③水道光熱費 月額 16,000円

④冷暖房費 月額 10,000円

⑤その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、その利用者に負担させることが適当であるとみとめられるもの。

(入居にあたっての注意事項)

第8条 利用者は介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1) 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
- 2) 利用者は努めて健康に留意すること。
- 3) 健康状態に異常があるときは、その旨申し出ること。
- 4) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 5) 定められた場所以外で、喫煙または飲酒をしてはならない。
- 6) けんか、口論、泥酔等、他人に迷惑をかけてはならない。
- 7) 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 8) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 1) 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2) 管理者は、防火管理者を選任する。

3) 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難訓練及び救出その他の必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1) 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

①採用時研修 採用後1か月以内

②継続研修 年数回

2) 個人情報とプライバシー保護

①従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

②従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3) 妥当適切な介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4) 日頃の状況について記録し、記録は本人、家族の請求に応じて開示するものとする。

5) 身体拘束等適正化に関する指針

①身体拘束の原則禁止…緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

②委員会を設置し定期的な会議を開催することとする。

③自己点検やアンケートで振り返りを行うと共に、定期的に研修へ参加をする。

6) 虐待防止

①対策検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備と担当者の設置

③従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

7) ハラスメント防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

8) 感染症の予防及びまん延の防止

事業所はすべての従業者等に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、またまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

9) 業務継続計画の策定等

利用者の安全を確保するため災害対策マニュアルを整備すると共に、訓練にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める事とする。また、感染症や非常災害の発生時においては、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

10) 認知症介護に係わる基礎的な研修の受講

事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

11) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社エムリンクオホーツクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年11月1日 から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日 から施行する。